

令和8年農作業標準賃金

適用期間：令和8年12月31日まで

本表は、普通の農地についての『標準額』ですので、地域・その他実情等を考慮し、この額を基準にして両者協議のうえ、お決めください。

●作業賃金（1日当たり） ※ 8 時間労働、賄いなしを原則

区 分		金 額	超過時間給
水 田	田植、除草	8,300円	1,290円
	稲刈、脱穀	8,300円	1,290円
	水田作業全般	8,300円	1,290円
果 樹	剪定	12,400円	1,930円
	袋かけ、摘果	8,300円	1,290円
	収穫	8,300円	1,290円
畑作全般		8,300円	1,290円

※令和7年11月21日より県最低賃金が1,029円/hとなったことを基準とする。

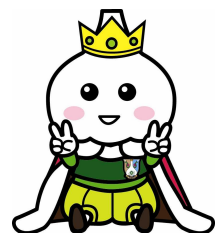
●作業機械（10 aあたり） ※賄いなしを原則

区 分		金 額
水 田	耕起	6,000円
	代かき	6,500円
	田植機(苗別)	6,500円
	コンバイン(紐別)	15,000円
	育苗箱(1枚)	500円
	畔塗り(1m)	30円
畑	耕起	6,000円
草 地	牧草刈取	3,000円
	反転1回	2,500円
	集草	2,500円
畑作業全般		6,000円

○区画整理田を標準とする。

○機械にはオペレーター等
1人付き。

○金額は、消費税を含む。



資源ごみ
雑紙収集

田子町農業委員会

直通 20-7120